

介護保険 居宅介護・介護予防 住宅改修費支給申請書（償還払い用）

表

裏面の注意事項をよく読み申請願います。

フリガナ				被保険者 証番号							
氏名											
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日										
住所											
住宅所有者	被保険者との関係()										
改修種類	<input type="checkbox"/> 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 床材等の変更 <input type="checkbox"/> 扉の取替 <input type="checkbox"/> 便器の取替			施工者	名称						
改修箇所					住所	(電話番号)					
過去の申請	以前に住宅改修の申請を行ったことが <input type="checkbox"/> 有 (同住所・別住所) <input type="checkbox"/> 無										
改修費用	(住宅改修費支給対象となる改修に係る費用のみ)					支給限度額(残額)					
						円					
申請が工事完了後になった理由						※事前申請ができない場合でも、着工前の書類審査は必要です。					
(あて先) 仙台市區長											
上記のとおり、関係書類を添えて(居宅介護・介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 令和 年 月 日											
申請者(住所) (氏名) (電話番号)											

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行・農協 信金・信組			本・支店 出張所		種別	口座番号					
	金融機関コード			店舗コード		1普通 2当座						
	フリガナ											
	口座名義人											

(口座名義が申請者と異なる場合委任状が必要です)

着工前	着工予定日	令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	事前 収受 	処理欄		
	住宅改修が必要な理由書 改修前確認物(写真・図面・ 見積書(工事費内訳) 承諾書(被保険者所有でない場合)								
完了後	着工日	令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	事後 収受 			
	完了日	令和 年 月 日							
	領収書 改修後確認物(写真・)								
	決裁	課長	係長	係員					

〈申請書作成上の注意〉

- 申請前に区役所に事前相談をして、予定している工事が介護保険住宅改修に該当するかどうか確認してください。
- 申請には以下の書類を準備し、着工前、完了後にそれぞれ区役所に提出します。
- 着工前に行う事前申請は、審査の期間や書類作成のやり直しを考慮して、着工日直前ではなく、余裕をもって申請してください。(審査が終了しないうちに着工した工事は介護保険の対象になりませんので注意してください)
- 制度上事前申請ができない場合でも、工事着工前に以下の必要書類の審査を受けることが必要です。

着工前	居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書	
	見積書及び工事費内訳書	「工事費内訳書」は、工事を行う箇所、内容及び規模が明記されており、材料費・施工費・諸経費等を区分して記載したもの。また、介護保険の住宅改修費の支給対象となる工事以外の改修工事を併せて行う場合は、介護保険の住宅改修費の支給対象部分の算出方法を記載したものを必ず添付する。
	住宅改修が必要な理由書	「理由書」は、被保険者の心身の状況を把握している介護支援専門員等が記載したもの。 ※理由書作成者の資格の確認を行います。
	改修前の写真・図面等	「写真」はトイレ、浴室等住宅改修箇所ごとの改修前の状態がはっきりと確認できる、撮影日が写真内に入っているもの。
	住宅所有者の承諾書	住宅の所有者が被保険者以外の場合は、所有者が住宅改修に承諾したことがわかる書類。
	介護保険被保険者証	写し可。
完了後	介護保険負担割合証	写し可。
	領収書	被保険者あての領収書。住宅改修費の支給対象とならない工事費用を含める場合は「介護分〇〇円」と記載するか、住宅改修費の支給対象金額がわかるものを添付する。
	改修後の写真	トイレ、浴室等住宅改修箇所ごとの改修後の状態がはっきりと確認できる、撮影日が写真内に入っているもの。

- 利用者負担割合は、原則、領収日時点の負担割合が適用となります。
- 住宅改修費の支給は、着工前及び完了後に提出された申請書及び書類を審査し決定します。
- 申請に必要な書類は、すべて被保険者名で作成したもので提出をお願いします。
(見積り、図面、領収書などすべて含む)
- 事前申請後、工事内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに区役所に相談してください。相談がなく事前申請と異なる工事内容の場合、住宅改修費を支給できません。
- 住宅改修費の申請期限は、領収書の領収日より2年となります。

仙台市確認欄

資格・認定	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号	<input type="checkbox"/> 要支援1・2 <input type="checkbox"/> 要介護(1・2・3・4・5)	住宅改修支援事業	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
認定期間	年　月　日～	年　月　日	理由書作成資格	<input type="checkbox"/> 確認済
保険料納付状況	滞納保険料（無・1年・1年半）　給付制限（有・無）			
負担割合	<input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 3割 （ <input type="checkbox"/> 事業者都合：領収日 年　月　日）			
改修履歴	<input type="checkbox"/> 履歴なし <input type="checkbox"/> 履歴あり 支給済額 × 0.9 • 0.8 • 0.7 = 円 残額 <input type="checkbox"/> リセット対象 <input type="checkbox"/> 3段階(工事初回介護度) <input type="checkbox"/> 転居			
備考				

介護保険 居宅介護・介護予防 住宅改修費 支給申請書
<内 訳 書>

改修の種類	改修の内容・箇所及び規模	改修に要した 費 用
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合 计		円